

戦前期の山形県庄内地方における 農本主義運動に関する実証的研究

(課題番号 10610158)

平成10年度～13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))

研究成果報告書

平成14年12月

研究代表者 武田 共治
(弘前大学農学生命科学部助教授)

目次

はしがき	
序章	1
第1章 山形県庄内地方の農民と農本主義	2
I はじめに	3
II 庄内地方の地域的・歴史的特質	4
III 農業倉庫運動と農本主義の展開	10
IV おわりに	25
注	28
第2章 庄内松柏会初代幹事長・長南七右エ門の思想について ——随筆集『作間道』より	
I はじめに	31
II 庄内松柏会の創立と長南七右エ門	31
III 随筆集『作間道』に見る長南七右エ門の思想	33
IV おわりに	41
第3章 山形県立自治講習所・山形県立国民高等学校等の資料 について—加藤完治の山形時代を中心として—	
I 「加藤完治と山形県立自治講習所」への接近	43
II 山形県立上山明新館高等学校保存資料等の位置	44
III 山形県立自治講習所・山形県立国民高等学校・ 日本国民高等学校資料	48

はしがき

本報告書は、平成10年度～13年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(1))による「戦前期の山形県庄内地方における農本主義運動に関する実証的研究」の研究成果をまとめたものである。

1. 研究組織

研究代表者 武田 共治 (弘前大学農学生命科学部助教授)
研究分担者 菅野 正 (宮城教育大学名誉教授)
横山 敏 (山形大学人文学部教授)
大和田 寛 (仙台大学教授)
菅野 仁 (宮城教育大学助教授)

2. 交付決定額 (配分額)

(金額単位: 千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成10年度	1,000	0	1,000
平成11年度	800	0	800
平成12年度	700	0	700
平成13年度	900	0	900
総計	3,400	0	3,400

3. 研究発表

(1) 学会誌等

菅野 正、戦前期日本の地域支配と官僚制、社会学研究、特別号、平成11年6月25日

武田共治、昭和恐慌期の農村疲弊と油川町、市史研究あおもり第5号、平成14年3月31日

(2) 口頭発表

なし

(3) 出版物

武田共治、日本農本主義の構造、創風社、平成11年9月10日

(4) 研究成果による工業所有権の出願・取得状況

なし

序章

昭和初期から戦時体制期における山形県庄内地方において、加藤完治（1884～1967、明治17～昭和42年）、菅原兵治（1899～1979、明治32～昭和54年）、石原莞爾（1889～1949、明治22～昭和24年）という3人の農本主義者の思想的影響は極めて大きかった。加藤完治の影響力は、山形県立自治講習所卒業生をリーダーとする産業組合青年連盟に深く及んでいた。加藤の薫陶を受け、農村疲弊打開に向けた農業倉庫建設運動に取り組んでいったのが、山木武夫や渋谷勇夫である。また、菅原兵治の思想は、農事実行組合を基盤とする庄内松柏会に深く浸透していた。その菅原を支えた地域的实践のリーダーが、庄内松柏会初代幹事長の長南七右エ門である。そして石原莞爾の東亜連盟の思想と運動は、東亜連盟庄内支部を拠点としていた。その石原を支えた地域的实践のリーダーが東亜連盟庄内支部事務局長の平田安治である。

これら3つの社会運動を突き動かした（情動的基礎）をなしたものは、農本主義であった。ただし、第1章で指摘するように、山木武夫や長南七右エ門や平田安治たちの行動は、眼前の農村疲弊に立ち向かおうとする（利害関心）によるものであり、彼等は農本主義の思想を実践しようという意図から動いたわけではない。

この3つの社会勢力の関係は複雑である。庄内松柏会は御家禄派（旧庄内藩家臣団）の経済的支援を受けていたが、産業組合青年連盟の農業倉庫はその御家禄派の山居倉庫と死闘を繰り広げていた。また、東亜連盟庄内支部には庄内松柏会の有力会員も含まれていたが、機関誌「東亜連盟」には加藤完治も寄稿していた。そして、産業組合青年連盟は農民組合運動と対抗的であったが、東亜連盟庄内支部は農民組合活動家を有力な会員として抱えていた。なお、庄内松柏会は政治運動を行わないことを信条としていた。さらに、大政翼賛会との関係においては、産業組合青年連盟は大政翼賛会と対抗し、庄内松柏会は大政翼賛会と結び、東亜連盟庄内支部は大政翼賛会と競合的で緊張的な関係にあった。時期的に見れば、1939（昭和14）年に御家禄派の山居倉庫と山木武夫たちの農業倉庫は和解するが、東亜連盟庄内支部はその後に結成されている。

そこで本報告書においては、まず第1に、庄内地方の農本主義運動を、その地域的・歴史的背景を押さえながら、山居倉庫に対抗する農業倉庫運動として捉え、その展開を概括的に整理する（菅野正）。第2に、庄内松柏会の初代幹事長であった長南七右エ門の随筆『作間道』（昭和43年）を取り上げ、その思想的特徴を探る（武田共治）。第3に、山形県立自治講習所・山形県立国民高等学校等の資料について紹介する（横山敏）。庄内松柏会の運動と歴史、そして東亜連盟庄内支部に関する分析等は、他日を期したい。

- I はじめに
- II 庄内地方の地域的・歴史的特質
 - (1) 穀倉地帯庄内の社会構造の特質
 - (2) 庄内の歴史的展開の特質
 - ①酒井藩の農業重視と米券制度の発達
 - ②戊辰戦争の戦後処理および西郷隆盛と庄内との関係
 - ③庄内藩の地元定着政策
 - ④庄内藩の経済的活動
 - (3) 山居倉庫活動
- III 農業倉庫運動と農本主義の展開
 - (1) 山居倉庫に対する農民の不満
 - (2) 時代の推移と庄内における先駆的な農業倉庫運動
 - (3) 昭和恐慌期の農政の変化と産業組合運動
 - (4) 地主王国庄内における産組運動の困難性
 - (5) 庄内における産組運動の展開
 - ①小作争議の発生と地主の政策転換
 - ②農民運動の分裂と産組運動
 - ③農本主義的産組リーダーの台頭
 - (6) 農業倉庫の建設とその展開
 - ①反山居運動としての農倉の建設
 - ②山居倉庫と農倉運動の勢力関係と時代の推移
 - ③農業倉庫の経営の仕方
 - ④農倉と米の販路の問題
 - (7) 米の国家統制の強化と山居倉庫の終焉
 - ①米の国家統制の強化と「米穀配給統制法」
 - ②米穀政策の転換をめぐる産組と山居倉庫—山居倉庫の終焉—
 - ③山居倉庫解体の歴史的意味
 - a) 巨大地主の経済的拠点の喪失
 - b) 産組による農家経済の掌握
 - c) 地主依存から直接的農民掌握への国政の転換
 - d) 山居倉庫解体後の御家禄派の教学的動向
- IV おわりに

I はじめに

人は誰でも、自己をとりまく利害状況の中で、選択的に〈己〉の利害・欲求の充足を求めてゆくものである。しかしこの場合、ウェーバーの語る次の言葉に注意を払いたい。すなわち、「人間の行為を直接的に支配するものは（物質的ならびに観念的な）利害関心であって、理念ではない。しかし〈理念〉によってつくり出された〈世界像〉は、きわめてしばしば、転轍手として軌道を決定し、その軌道の上を利害のダイナミックスが人間の行為を推し進めるのである⁽¹⁾」。

農民の農本主義的な行動について考える場合も、上述のウェーバー的視点は、きわめて重要な意味を持っている。すなわち、いかなる農民も〈直接的〉な意味で自己の行動を規定しているのは、自己のおかれた状況において追求する利害関心である。しかし、この利害関心の追求を意味づけるものとして、時として農本主義は大きな意味をもってくる。逆にいえば、いかに農本主義的にみえる農民の行動も、農本主義という理念によって100パーセント支配されているものではなく、そこには必ず、自己の利害関心が根底的に働いている。この意味では、農本主義的な農民の行動の理解は、つねにこの意味での行動の二重構造性に注目することが必要である。

ところで、この小論は、農民の生活行動と農本主義との関係を、山形県庄内地方というフィールドのなかで明らかにしていくことを目的としている。農本主義の思想的担い手をどの階層に求めるかによって、農本主義はさまざまな形態と特徴をもつことになる。しかし、ここでの筆者の関心は、農民の生活現実のなかで、農本主義がどのような形で農民の生活行動を規定したのか、つまり、農民の生活のリアリティと農本主義とのかかわりという問題にもつばら焦点をしばって考えてゆきたい。だから、政策や官僚と農本主義とのかかわりは、それ自体重要な問題点ではあるが、この小論では、農民生活を間接的に規定する背景としての位置づけで考察するにとどめることにする。

ところで、農本主義と農民との関係を歴史的にみた場合、それがもっとも明白な形で現れるのは、戦前期および戦中期とみてよかろう。もちろん、農本主義の歴史的展開は、封建体制の動揺・解体期以降、明治集権国家の建設、資本主義の確立、小作争議の展開や戦時体制への移行等々、体制的危機に遭遇するたびごとに、新たな展開をみせてきた。その意味では、農本主義は歴史とともにあるといっている。しかし、戦前・戦中期以前の農本主義は、特定の少数の人々の思想にとどまっていた、農民一般の心をとらえるところまではいたらなかった。ところが、戦前・戦中期になると、農本主義は多くの農民にとって、頭ごしに与えられた思想ではなく、自己が営む農業と農村生活の実質にかかわるものとして、真剣に受けとめられてゆく傾向をもっていた。このように、農本

主義が農民一般の心を深くとらえていったことと、その限りで農民の農業に対する自覚化が進められていったという点で、戦前・戦中期は、農本主義の展開にとって一つの画期をなすものであったとっていいだろう。

また、ここで「農民」という場合、戦前・戦中期の農民生活のリアリティからみて、「生産農民」と「地主」の2つの階層を包括してとらえた方が、方法的に便利であると考えられる。生産農民と地主の相互的な関係をぬきにしては、当時の農村生活の実態はありえなかったからである。この小論では、「農民」という用語に、「生産農民」と「地主」双方を包括して使用することを、あらかじめことわっておく。

要するに、この小論では、主として戦前・戦中期における農民の生活行動と農本主義とのかかわりを、山形県庄内地方をフィールドとして考察するものである。

II 庄内地方の地域的・歴史的特質

まずはじめに、農本主義展開の基盤となった庄内地方の地域的・歴史的特質について、この小論に関連する限りでごく簡単にふれておきたい。

(1) 穀倉地帯庄内の社会構造的特質

周知のように庄内地方は、広大平坦な平野的地形をなしており、この地形的特質を利用して、水田単作的な日本有数の穀倉地帯を形成してきた。庄内の農民は、米づくりに全勢力を傾注して、ここに農民魂を集中的に表現するという伝統を形成してきた。米はまた一方で、庄内農民にとって唯一の商品でもあった。米の売買は、彼等の生活の根底を規定するものであった。だからそこでは、米の生産と流通に関して、他の地方とは違った庄内特有の社会的特質をつくり出すことになったのである。

まず第1は、庄内では、酒田の本間家をはじめとして数多くの巨大地主が成立したという点である。庄内は日本有数の巨大地主地帯であった。大正13(1924)年時点では、庄内全体で50町歩以上地主は50戸、そのうち100町歩以上地主は18戸であった⁽²⁾。このような地主の米の生産は小作人に依存しているわけだから、巨大地主地帯としての庄内の社会的特質は、同時にまた小作農地帯だということでもある。庄内3郡の中の1つ飽海郡についてみると、1924年時点で、50町歩以上地主15戸に従属していた小作人はじつに5,216人であった。50町歩以下の地主数は、50町歩以上地主数とは比較にならないほど多いから、この中小地主層に従属していた小作農も多いわけであり、庄内の社会的特質である巨大地主=小作農地帯という特質が、浮き

ぼりにされるのである。

庄内の第2の社会的特質は、米の流通が完全に巨大地主によって独占されており、このことが、巨大地主と生産農民との権力格差を決定的なものにしていたという点である。このことは、明治以降戦中期までの庄内の歴史形成の中心をなしてきた山居倉庫・鶴岡倉庫の活動（後述）をみれば、一目瞭然である。

以上2つの特質は、相互に不可分にからみあいながら、他の地域にはみられない庄内的特質を形成してきた。そしてこの特質の上に庄内の農本主義の展開があった点に注目すべきである。

（2）庄内の歴史的展開の特質

庄内の農本主義の展開の基底には、上述の地域的特性と並んで、その歴史的特質が深くかかわっていたと考えられる。簡単にみてゆきたい。

①酒井藩の農業重視と米券制度の発達

庄内は、元和8（1622）年に酒井忠勝が最上家のあとに松本から入部して以来、明治維新时期まで一貫して酒井家の領国であった。酒井家は歴代、新田開発をはじめ稲作技術の督励など、米の生産に関するきわめて積極的な施策と農民重視の政策を展開してきた。このことが、平坦な庄内平野の地形的条件と相俟って、この地域を日本有数の米穀地帯に育成してきた一つの重要な要因であった。庄内藩は表高は13万8,000石であったが、実際は16万3,000石だったといわれている。その背景には、酒井家の「百姓滅ンデ国家ナシ」とする農業と農民重視の施政方針があった点は注目すべきである。

庄内藩では、その貢納米を保管するため、酒田と鶴岡に倉庫を建設し、また酒田の商人に命じて米座を設け、その相場書を蔵元に届けさせて、これによって御年貢米を払い下げていた。酒田の新井田蔵（いろは蔵）には主として売払米を収納し、鶴岡の七ツ蔵（地蔵）には藩主以下家臣の飯米を収納した。そしてこれらの倉庫は庄内藩特有の米券制度を発達させ、明治になってこの制度を山居倉庫が引きついでゆくのである。

米券制度の由来はさだかではないが、藩の倉庫に貢納米を納入させ、これに対して「米札」を発行した。米札は、藩士への給与米や藩の販売米などを、現物ではなく米札をもって与え、その所有者が藩の倉庫に向いて、この米札と引き替えにいつでも現米を出庫してもらったのである。貢納米の入庫に当たっては、厳重な検査が行われ、それだけに米札は信用がたかかった。新井田蔵は貢納米の約7割を収納し（収容石数9万石）、10石単位の米札を発行して、商人による沖出し、つまり移出向きの米を保管したのである。要するに米券制度は、貢納米の貯蔵保管をはかるとともに、米の売買と出庫者に対するきわめて合理的な小切手式の方法であった。こうして庄内藩は、米の生産についてだ

けでなく、倉庫業や米の流通に関しても、当時としてはきわめて合理的な方法によって、支配的な立場を堅持したのである。明治以降になって、巨大地主が「山居倉庫」を拠点にして米の流通に関して支配的な権力を持つようになったのは、この米券制度の伝統を引きついでさらにこれを積極的に活用していったからであった。

②戊辰戦争の戦後処理および西郷隆盛と庄内との関係

庄内の明治以降の歴史的展開には、もう一つ、特別に重要な特徴があった。そもそも明治国家にとっては、新しい集権国家の早期確立が緊急最大の課題であったが、そのためには、各地域に定着して領民との間に安定した支配関係を保っている封建領主は、何としても排除しなければならない存在であった。そのため、まず明治2（1869）年の版籍奉還にあたり、旧藩主と公卿を合せて新たな「華族」という身分を創設して、封建領主を新しい集権国家の体制の中に組み入れていった。旧藩主はそのまま知藩事に任ぜられたが、1871（明治4）年の廃藩置県によって知藩事の職を解かれ、東京在住を命ぜられた。こうして、藩主と領民との関係は、制度の面はもちろんのこと、人格的な面でも切り離され、かつての独立小王国的な藩の実体は解体して、集権国家の体制の中に飲みこまれてゆくのである。

しかし、ひとり酒井家だけは東京に移住せず、庄内にとどまるのである。そこには以下のような事情があった。

戊辰戦争の際、東路北陸の諸藩は奥羽越列藩同盟を結んで、薩長に対抗したが、庄内藩はこの同盟の中でも一貫して薩長への対抗を貫いた藩であった。庄内藩は明治維新において「朝敵」の立場に立たされたのであり、このことが、明治以降の庄内の歴史に決定的な影響を及ぼしたのである。

維新期の庄内藩は、菅実秀が藩権力の実質を担っていた。菅は中流貧乏藩士（150石）の出身ではあるが、藩主忠篤の信任もあつく、中老松平親懐を助けて、その能力を発揮していた。庄内藩が幕命によって江戸取締りの任についたとき、江戸留守居役をつとめたのも菅であった。菅はこの江戸勤務のなかで、全国の流動的な状況に対する感覚を身につけていた。戊辰戦争は官軍優勢のなかで進められ、列藩同盟の足並みは乱れて、結局庄内藩も降伏謝罪するという道をとらざるをえなかった。このときの官軍の処置はきわめて寛大であり、そのため藩主は敗将としての屈辱を受けることもなく、藩士も自宅で謹慎という程度で武士の面目を傷つけられることはなかった。菅をはじめ庄内藩士は大いに感動したが、この処置は、官軍の当事者である北越総督府参謀黒田清隆一人の判断によるものではなく、背後にあった西郷隆盛の考えによるものであることがわかり、庄内藩は藩主をはじめ全藩をあげて西郷への親愛と敬慕の念をつのらせていった。藩のリーダーとしての菅実秀の頭の中には、中央に大きな

力をもつ西郷に頼って、庄内藩の中央への雄飛の夢を抱いていたことが想像される⁽³⁾。明治3（1870）年から4年にかけて、庄内藩では旧藩主忠篤をはじめ藩士50数名が鹿児島に赴いて西郷に師事しているし、明治8（1875）年には、菅自らが数名の者を伴って鹿児島に赴き、西郷の教えを受けている。戊辰戦争時、敵味方であった西郷と庄内藩は、戦後このような緊密な結合をもつようになっていったのである。

しかし、周知のように、征韓論での敗北から西南戦争を経て、西郷の勢力は明治政府によって完全に抹殺されていった。このことは、庄内藩にとって次の2つのことを意味した。一つは、庄内藩が中央に雄飛する後ろだてを失ったということであり、したがって中央進出の夢を捨てて別な生き方を選択しなければならなくなったということである。そしてもう一つは、明治政府がかつての朝敵でありかつ西郷と親しかった庄内藩をますます敵視し弾圧するであろうから、それに耐えることのできる実力と団結をこの庄内の地で確立しなければならないということであった。事実、西南戦争に際して中央政府は、庄内藩が西郷に呼応して決起することを懸念して、仙台鎮台兵を山形県に招いたり、巡査数百人を鶴岡その他の要所に配備したりという手を打っているのである。こうした状況の変化のなかで、西南戦争後、菅実秀を中心とした庄内藩の地元定着の指向は決定的なものとなるのである。

③庄内藩の地元定着政策

庄内藩が地元定着の政策をとるにあたって、菅たちが力点をおいたのは次の2点であった。一つは藩士の人的結合・内的結合に最大の重点をおいた点である。奥羽越列藩同盟が崩壊してゆく過程のなかで、多くの藩は抗戦と帰順をめぐる内部分裂を引き起こしてゆくのであるが、この分裂にともなう藩の命運の悲惨さを知りつくしている菅たちにとって、藩の分裂はどうしても避けなければならない最重要課題であった。とくに、西郷一辺倒が、結果として中央との結びつきを失う結果となったために、庄内の鎮国（藩士の他国遊学すら禁止した）は、自分たちが生きるためののびきならない方法となったのである。そしてそのためには、藩の結合と統一のシンボルである旧藩主に地元に住してもらわなければならなかったし、また旧藩主の權威を守ってゆかなければならなかった。明治中後期になって、庄内藩士は庄内の政治と経済のなかで多様な活動を展開するが、その際、一般の人々の眼には、その一致団結ぶりと、一般庶民を見下ろすような態度が特異なものとして映ったのであり、誹謗的な意味もこめて、彼等は「御家禄派」と呼ばれるようになった。このことは、維新时期をはるかに過ぎた時点でも、庄内藩士がいかに団結のきずなを固めていたのかを示すものであった。

庄内藩が地元定着をすすめてゆくためにとったもう一つの重点は、経済的な

実力を確立してゆくことであった。政府の秩禄処分は明治2（1869）年の版籍奉還以来一貫して進められたし、士族授産もまた新政府の政策としてどの藩でもおし進められた。旧支配階級としての武士は、自らの力で生計の道を立ててゆかなければならないという状況におかれたのである。しかし庄内藩の場合、旧藩の経済的自立は特別の意味をもっていた。つまり、家士団を解体せずに地元で定着しようとする庄内藩にとって、経済的に自立しさらに優越した経済的地位を確立することは、家士個人々の生活の問題ではなく、藩自体の命運を決するものであったのである。

④庄内藩の経済的活動

庄内藩では、菅実秀を中心として地元定着のためのさまざまな経済的活動を展開してゆく。その主要な事業を列挙しただけでも、a) 藩としての統括的な開墾事業、b) 開墾地を桑園化して行われた養蚕業、c) 養蚕業と並行して進められた製糸業、d) 「第67国立銀行」を中心として進められた銀行業、e) 酒井家の大地主化によっておし進められた地主業、f) 山居倉庫を中心とした倉庫業等々、すさまじいばかりの経済活動であった。

これらの諸活動は、経済という新しい領域のなかで、庄内藩士が、旧藩主への忠誠心をより所として、藩解体後もいかに強く一致団結しているかを示すものであった。「御家禄派」の本領はまさにここにあった。

解体後庄内藩のこれらの経済活動を詳述することは、この小論では不可能である。ここでは農本主義との関連から、これらの活動の中の1つではあるがもっとも重要な位置づけを占めていた山居倉庫事業についてだけ考察することにする。

(3) 山居倉庫活動

御家禄派の経済的活動のなかで、特別に重要な位置づけをもったのが米券制度を基本とした山居倉庫の活動であった。ここでは農本主義の展開とのかかわりという視点から、ごく簡単にその活動を概観することにする。

米券制度の内容はすでに述べてきた通りである。藩政時代から厳格な入庫検査のもとで米札（米券）が発行され、その米札の所有者は、米券倉庫に出向けばこの米札と引き替えにいつでも現米を手に入れることができた。米札はまた、正米と同様取引の対象となった。こうして米札は正米と同様に流通し、庄内はもちろんのこと、遠く敦賀、大津、大阪などの庄内米の移出先まで流通していたのである。

しかし明治維新後、藩政が解体して米に関する制度にも混乱と無秩序が生じ、売買機構も無統制になり、庄内米の声価は地に落ちた。いわゆる軟腐米事件が生じたのもこの時期である。この混乱を打開するためいろいろな経過をたどつ

たが、公益事業的な米商会所の経営が庄内の発展のために必要だということになり、結局明治19（1886）年、酒田の本間家の資金援助のもとで、酒井家が酒田米商会所の経営に乗り出すことになった。しかし、当時の米商人はきびしい法規に従った売買を嫌う空気が強いうえに、経済界の不況もあって、営業はきわめて不振であり、営業1年目にして赤字をだす状況であった。この状況をみて本間家は、損失金は自分で引き受けた上で廃業することを酒井家にすすめたが、酒井家（菅実秀）は今後は自分たちの責任で事業を継続し、損失金も負担する旨を答え、この事業にかける酒井家の決意を示した。こうして明治21年3月、本間家は手をひき、菅実秀が直接担当者を指揮して米商会所の経営に全責任を負うことになった。それから2年後には経営も黒字に転じ、この事業も軌道に乗ることができた。

明治26（1893）年3月、政府は米の投機的取引の弊害を抑制することなどを目的として「取引所法」を公布した。酒田米商会所はこれに応じて、「株式会社酒田米穀取引所」へと組織替えを行った。また米穀取引所は受渡し米を保管する附属倉庫の経営が認められたので、酒田米穀取引所では酒田港に近く舟運に便利な鵜戸川原村の山居に倉庫を建設した。この山居倉庫建設の困難さや倉庫の構造の精密さなどについては、山居倉庫が今日もなお完全に機能していることともからんで興味のもたれるところであるが、ここでは一切省略する⁽⁴⁾。ともかく、庄内米は軟質米として夏季の保存に弱い宿命を担っていたが、その庄内米が夏季に入って有利に販売できるようになったのは、この倉庫の構造と、細心で堅実な保管の技術と努力によるところが大きかった。

この倉庫長は中村一政で、彼は旧藩時代に倉庫係をしていた経験があり、また陸軍で鍛えられたことも手伝って、その指揮系統と米に対する打ち込み方は並大抵ではなかった。この倉庫長のもとで、入庫米の等級、升量はきわめて厳格に審査された。この審査の厳格さは、庄内米の商品価値をたかめる決め手となったが、反面また、農民はこの審査のきびしさに反感をもち、苦情も続出するという状況も生みだしたのである。

山居倉庫は、創業の頃の入庫米は3万石あまりであったが、明治28（1895）年には10万石をこえ、大正7（1918）年には50万石の玄米が保管されるまでになった。

この倉庫における米の預り方法は、甲種、乙種の2つの方法に分けられた。甲種は、産地・銘柄・等級・升量等にはいっさい関係なしに、寄託された米を俵のまま保管して、これに対して倉荷証券を交付するものである。乙種は、庄内産米に対し等級別に合同積み預かりをする方法で、通称「米券米」と呼ばれる山居倉庫独特の預かり方法である。米券米の場合、寄託された玄米は、倉庫専属の係員がいちいち解俵し、一等米なら一等米、二等米なら二等米で混合し、4斗を1俵として二重俵装し、黒縄をしめて山居米であることを示したのであ

る⁽⁶⁾。米はどこ産米でも、年の豊凶により品質に格差を生ずるものであるが、山居倉庫では明治35（1902）年、標準米は年の豊凶に関係なく一定不動のものとしたので、東京市場でも見本なしに取引が行われるようになり、庄内米の流通に一層の拍車がかげられた⁽⁶⁾。

一方鶴岡では、米商会所条例に基いて明治10（1877）年に「米穀売買所」を開設したが、延取引を行わなかったこともあって営業は振わなかった。明治26（1893）年の「取引所法」の公布を契機に、有志が米穀取引所の設立を計画、申請し、明治28年に「株式会社鶴岡米穀取引所」の営業を開始した。同時に附属の鶴岡倉庫を営業することになった。

このようにして、同じ庄内に酒田と鶴岡の2つの米穀取引所ができ、同時に附属倉庫として山居と鶴岡の2系列の米券倉庫ができて、「黒縄の山居米」と「赤縄の鶴岡米」は互にはげしく競争しあつたのである。大正4（1915）年には、両倉庫の米券は日本銀行の再割引の承認を得て有価証券化し、まさに天下に幅をきかすようになった。さらに両倉庫は、大正12（1923）年には政府指定倉庫に昇格した。

ところで、山居倉庫が御家禄派の拠点として酒井家が営業権を握っていたのに対し、鶴岡倉庫は自由民権運動の系譜につらなる開明的な町方地主の平田安吉がリードしていた。巨大地主の経営という点では共通しているものの、その経営の仕方も雰囲気も対照的であり、互に対立的な感情をもっていた。また黒縄の山居米と赤縄の鶴岡米の間には、石当り20銭の格差があつたので、その格差撤廃をめぐる、両倉庫の間には長い間熱い論争が展開し、それは米の国家統制が徹底化した昭和13（1938）年まで続けられた。しかし、両倉庫が対等な立場で競つたのではない。庄内における山居倉庫の優位は圧倒的であり、鶴岡倉庫がこれに抵抗しても、山居倉庫の勢力をゆるがすことは到底不可能なことであつた。

III 農業倉庫運動と農本主義の展開

以上概観してきた庄内の地域的・歴史的特性、なかんづく山居倉庫の米の流通の独占が、庄内の農本主義展開の基底をなしていた。

(1) 山居倉庫に対する農民の不満

収納米に対する厳格な検査権のうえに託納制度を確立していた山居倉庫は、その経営が旧酒井藩士の身分的秩序をふまえてきわめて厳格に、しかも独占的に行われたこともあって、一般の農民の目には横暴と感じ、見上げられたと感じられるふしがあつたようである。なかには検査の不公平や、不当と思われる

込米⁽⁷⁾の要求などで、大きな不満と反感を抱く農民もでてきた。だが、庭先で収穫米を販売するよりも、山居倉庫に入庫すれば高価で売れたので、農民は不満をもちながらも入庫を続けているのが実情であった⁽⁸⁾。大正末期から昭和初期にかけてのことであるが、産業組合運動のリーダーである渋谷勇夫の話によれば⁽⁹⁾、①さし米（1合）を返さない、②1俵につき余マス3合をプラスして4斗3合を1俵分としての納入させた、③一番軽い俵を基準にしてほかの俵も全部その基準で納入させた、④米を買うときはマスで買って⁽¹⁰⁾、売るときは重量で売った、等々のことについて、山居に対する農民の不満はかなり激しいものになっていた。

（2）時代の推移と庄内における先駆的な農業倉庫運動

明治末期から大正のごく初期にかけての恐慌の慢性化にともなって農家経済は窮迫を極めたが、政府は米価調節策として大正5（1916）年に「農業倉庫」の設置を奨励し、建設費に対する補助や低利資金の融資などの方策を打ち出した。このような奨励策をもち込んだ「農業倉庫業法」が大正6年に制定、施行された。

庄内地方もこの動きに反応して、大正6年に松嶺、大正8年に本楯、大正14年に鶴岡と、つぎつぎに農業倉庫が創設された。しかし、山居、鶴岡の両米券倉庫の銘柄がすでに確立して全国的な信用を得ており、それに農倉米は県検査米⁽¹¹⁾として米券米より一段低い立場に置かれていた。だから生産農民は、米券倉庫の入庫検査がきびしくとも、一石当たり1円20銭ほど高価で販売できる米券倉庫への入庫を希望することになり、農業倉庫への入庫数量は漸減していった。

要するに、巨大な権力と実力をもつ米券倉庫に対して、小規模で実力のない農業倉庫はたち打ちできなかつたのである。こうして昭和2（1927）年には本楯、鶴岡の農倉は業務を停止し、松嶺農業倉庫は山居倉庫の働きかけに屈して、昭和4年に山居倉庫に賃貸して農倉としての業務を停止することになった。昭和5年に酒田市で山形県産業組合大会が開催され、そこで「庄内地方ニ農業倉庫ヲ建設スルノ件」が提案され議論されたが、具体的には何も手を打つことができなかった。大正6年に農業倉庫業法が制定されてから10数年、県内各地ではすでに産業組合の農倉がかなりの発展をみせていたから、庄内の時代遅れの特殊性は明らかであった。それはひとえに、山居倉庫に刃向うことの愚を庄内農民のすべてが知っていたことを示していた。

（3）昭和恐慌期の農政の変化と産業組合運動

昭和恐慌期における農民の窮乏に対して、政府は農村救済策を審議するため昭和7年に臨時の第62・63帝国議会を召集、さらに第64帝国議会（昭和

7年12月～8年3月)を召集して審議を進めていった。ここでの農政審議を一つの画期として、農業政策は、恐慌対策と戦争遂行(昭和6年9月に満州事変勃発)という二大目標に向って、新たな展開を示していった。

第63救農臨時議会は、農村救済を叫んで沸騰する世論のなかで、農村金融(産組重視)や負債整理、救農土木事業などの農山漁村対策を打ち出したが、その中の重要な柱として「農山漁村経済更正計画」が進められることになった。いわゆる経済更正運動である。これは農林省のなかに「経済更正部」を新設するという農林省官制の改正まで行うほどの重要施策であった。

農村の恐慌対策と戦争遂行対策として生まれたこの経済更正運動は、いろいろな特徴をもっていたが、ごく単純化してその特徴をとらえるならば、①精神面では「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用⁽¹²⁾」すること、つまり、むら人の一致協力の精神を日本農村の伝統的美風としてこれを新しい農政遂行の基本に据えたことで、②農家経済の組織的・計画的改善については、産業組合を中心としてこれを行うということ、つまり産組が農政の担い手としての位置づけを確実にしたという2点であった。この新しい農村対策(それは国家政策の基本をなしていた)の展開を画期として、農業政策における産業組合の位置づけは一変する。いまや産組は、農村救済の救世主的存在となってゆき、これにともなって国家からの多面的な政策的、財政的援助を受けるようになる。これを受けて、昭和7(1932)年10月には「産業組合拡充五ヶ年計画」を樹立して産業組合の飛躍的な拡充を計画実行してゆくのである。

(4) 地主王国庄内における産組運動の困難性

このような時代の流れは、庄内の農村にも大きな影響を与えることになった。それまでは、地主王国の庄内では、生産農民中心の産業組合の成立する余地はほとんどなかった。庄内の大地主は、明治以降、地主小作関係だけでなく、山居倉庫、鶴岡倉庫、郡農会、耕地整理組合などを拠点として米の生産と流通を完全に掌握しており、さらに生産農民が必要な肥料資金、生活資金の高利貸付け等、農家経済のすべてが地主によって掌握されていた。つまり、生産農民に対する地主の経済的支配は、単に小作人に対する小作料の収取関係だけでなく、生産農民全般の農家経済全領域で行われていたのである。だから産業組合の展開は、生産農民に対する地主支配の現体制への抵抗を意味しており、地主勢力のゆるぎない庄内的条件のもとでは、それは至難のことであった。産組運動はしばしば地主勢力からアカ呼ばわりされたし、また産組経営や農倉経営の失敗の事例を身近に見たり聞いたりしている農民の間でも、産組運動を危険視する風潮が高まっていたのである。昭和2年時点の産組設立状況を示す資料(ここでは省略)をみても、同じ山形県でも、村山地方に比して庄内地方の立ち後れ、とくに飽海郡の立ち後れが明白に示されている。これが庄内の一つの大きな地

域的特性であったのである。

(5) 庄内における産組運動の展開

①小作争議の発生と地主の政策転換

このような庄内農村の構造も、国策としての農村政策の変化が打ち出される前から少しずつ変わりつつあった。その第1の原因は、大正末期から発生した小作争議の展開と、それに伴う地主の政策転換であった。明治末期から大正初・中期にかけて大々的に行われた耕地整理において、小作人は縄のびの喪失によって実質的な負担増となり、さらに整理費の一部を小作人に転嫁する地主もあって、小作人の不満は高まっていた。それに第一次大戦後の不況による農民の窮乏が結びあって、小作争議が発生したのである。詳細は省略するが⁽¹³⁾、争議の拡大をおそれた地主は、早速会合を開いて対策を協議し、行政権力の仲介のもとで、争議の主体である「耕作人組合」の代表庄司柳蔵、小島小一郎との間で協調組合「飽海郡平田共栄組合」を結成することを合意する。こうして大正13(1924)年1月に共栄組合が設立され、従来の小作料平均反当1.315石を1.225石へ、つまり平均9升の小作料の軽減を行って争議は一応解決するのである。

庄内の大地主は、この時点で、従来の絶対的な権威と権力のもとの地主小作関係の動揺を認め、小作人に対する政策の転換を余儀なくされるのである。その1つが、産業組合に対する発想の転換であった。たとえば大正12(1923)年、大地主たちが共栄組合の設立準備に集った際、「小作人ノ思想善導」と並んで、「県ニ於テハ地主ヲ中心ニ産業組合ヲ組織スルコトヲ認ムルニ至リタルヲ以テ、斯ル機関ヲ利用シ、地主小作人ヲ連結シ保護ヲナスハ極メテ適当ナル施設ナル事⁽¹⁵⁾」を協議しているのである。もちろん、この産組に対する発想の転換は積極的なものではなかったし、それはあくまで地主中心のものであった。しかし、従来の先駆的な産組運動に対してはすべてアカ呼ばわりして、地主に対する反抗として圧殺してきたのと比べると、産組に対する地主の大きな方向転換であることは明らかであった。だからといって、大地主と産組活動家との間の根本的な対立が解消したわけではもちろんないが、しかしともかくも、地主王国の庄内で、限定づきとはいえ産組設立への地主の暗目の承認が成りたったということは、それまでは考えも及ばないことであった。それをもたらしたのは小作争議であり、争議の発生によって、地主は生産農民に対する対応を根本的に改めざるを得ない状況に追い込まれたのである。

②農民運動の分裂と産組運動

産組運動を可能にさせた庄内の状況変化は、第2に、農民運動の分裂と深くかかわっていた。庄内(とくに飽海郡)の小作争議のリーダーの庄司柳蔵(北

平田村)と小島小一郎(中平田村)は、大正12(1923)年から13年にかけて群生した部落単位の「耕作人組合」を糾合して、大正13年5月「飽海郡耕作人組合連盟」を結成、さらに大正14年12月にはこれを庄内一円に拡大して「庄内耕作連盟」に発展させ、その勢いはまことに驚くべきものがあった。この段階までは2人のリーダーの結合は強く、地主に対抗する一大勢力を形成してきた。しかし、耕作連盟が中央の日本農民組合に加盟して政治的・イデオロギー的色彩を強め、さらに大正15年5月の「大宮乱闘事件」が刑事事件に発展したことなどを契機として、運動が従来地主小作関係の枠をこえて、権力に対する一定の政治的立場をとることを余儀なくされるに及んで、これまで潜在化していた庄司と小島の対立が決定的となってゆく。すなわち、小島の中央指向主義と庄司の地元主義、小島のイデオロギー的階級闘争主義と庄司の妥協的実利主義とは、所詮相容れることのできるものではなかった。こうして大正15年9月には、庄司は日農山形県連を脱退(日農側からすれば除名)して再び「庄内耕作連盟」を結成、小島は日農に残って、庄司と小島の分裂は決定的となってゆくのである。

農民運動についてはこれ以上はふれないが、ここで重要なことは、庄司の耕作連盟の再出発が、じつは同時に、本間光勇⁽¹⁶⁾からの資金援助⁽¹⁷⁾によって、産組法に基づいた「庄内耕作販売購買利用組合」を設立させたことがその実体をなしていたという点である。農民運動分裂の代償として巨額の資金が本間家から庄司の手に渡され、この金を利用して分裂した農民をつなぎとめておく方法としてとった方法が、産組の設立だったのである。産組はこの場合、庄司にとっては農民に対する利益誘導の方法であったし、農民もまた、自分たちの生活の窮乏を助けてくれる外在的存在として意識していた。つまり、「相互扶助」を基本とし農民自身の組織としての本来の産組運動とはかなり違った産組の設立であった。この問題はあとも尾を引く大きな問題であったが、ここではこの問題を省略して庄内の歴史的展開に目を向けると、ともかく飽海郡では、農民組合の分裂→協調主義への傾斜→産業組合の設立というコースが展開したのである。大地主と行政権力の介入によって進められた農民運動の分裂と変容が、このようにして産業組合の設立へと方向転換をとげていったことに注目したい。

また、農民運動の政治的化、イデオロギー化にともなうの農民組合の分裂と動揺は、頂点のリーダー層だけでなく、底辺の部落レベルの耕作人層にも深刻な問題を発生させることになった。たとえば、庄内耕作連盟が日農に加入した直後に作成された北平田支部の「契約書」⁽¹⁸⁾の取扱いをめぐる、大正15(1926)年3月、北平田村大字牧曾根では、組合員53名(昭和3年の総戸数56戸)のうち42名から脱会届が出されて大混乱をきたし、区長と副区長の交替が行われた。このことは次の2つのことを意味していた。1つは、小

作争議が部落ぐるみで行われたため、争議への突入も争議からの後退も部落ぐるみであり、だから運動の政治化にともなう混乱をいっそう増幅していったことである。もう1つは、当時の争議参加農民の中核は零細小作農ではなく、自小作ないし小自作のかなり大規模経営層であり、小作争議への参加理由は、小作料軽減という純経済的、生活的な利害関係に重点が置かれていたことである。だから、日農加盟による運動の政治化、イデオロギー化に対して、彼等が戸惑いを感じ動揺したのは当然のことであった。こうした部落底辺の農民の動揺のなかに、農民運動を政治とは別な純経済的な実利主義に結集させることができた庄司の運動基盤があったのである。そしてそれは同時に、大勢としては農民運動から産組運動へと向かう方向性が、農民それ自体の内部においてすでに準備されつつあったことを示すものであった。

③農本主義的産組リーダーの台頭

庄内の産組運動を進展させた具体的要因として、第3に農本主義的な農民的リーダーの台頭をあげなければならない。具体的には、東田川郡新堀村の山木武夫、飽海郡北平田村の渋谷勇夫、西田川郡田川村の長谷部栄太郎、東田川郡大和村の富樫義雄などである。いずれも自作小地主層であり、大正末期から昭和恐慌期にかけての農民の生活破綻をまのあたりにして、何とかしなければならぬという切実な使命観をもっていたこと、そして何よりも大地主の農民収奪（とくに山居倉庫）に対してはげしい憤りを感じていた点で共通性をもっていた。

これらの農本主義的リーダーのうち、とくに山木武夫と渋谷勇夫は、ともに山形県自治講習所の第2回の卒業生であり、校長の加藤完治からもっとも信頼された弟子であった。彼等は、生産農民の勤労主義と経営自立主義、さらに農民こそ国家存立の基礎であるという農本主義のもっとも忠実な信奉者であったという意味で、この時期の庄内の農本主義的産組運動の典型的なリーダーであった。

農本主義の洗礼を受けた彼等にとって、不労地主の生産農民収奪は何としても許し難いことであり、大地主に対する敵意は農民運動のリーダー層にも劣らなかつた。しかし彼等は、直接的な地主打倒の方法をとらず、地主からの農家経済の自立化、そのための生産農民自体の力の結集による地主への経済的対抗力の形成を目ざして産組運動へと向かっていった。すでにみてきたように、庄内の産組運動を可能にさせた基盤形成は、確かに農民組合運動によってなされてきた。その限りで、庄内における農民運動と産組運動の継受関係を無視することはできない。しかし本格的な産組運動の展開は、農本主義的なリーダー層の台頭によって、ひとたび農民運動に参加しながらそれについてゆけなくなった農民層⁽¹⁹⁾を、農民運動とは別な方向に再組織することによってなされたので

ある。本格的な産組運動の展開が、農本主義的リーダー層の台頭によってはじめて現実性を獲得したという点では、むしろ農民運動との断絶の側面が強いのである。たとえば同じく飽海郡内での産組運動でも、北平田村の渋谷勇夫と、飽海郡一円を基盤とした庄司柳蔵（北平田村出身）を比較した場合、庄司が地主との妥協と取引きによって運動を展開したのに対し、渋谷は地主へのはげしい抵抗のなかで生産農民を独自の力で組織して運動を展開してゆくのである。結局、庄司の庄内耕作産組が、庄司の経営資金のつかい込みと経営のずさんさから不振に陥り、昭和7（1932）年ついに産組法によって解散を命ぜられたのに対し、渋谷の北平田産組は着実な発展をとげてゆくのである。その基本的理由は、1つは渋谷の卓越した経営能力と組織能力にあったが、もう1つ忘れてならない理由が、渋谷の不拔の農本主義的信念と農民救済への情熱だったのである。時代の流れがひとしく産組運動を促すような状況にあったにもかかわらず、それを実質化させるさせることができたかどうか、庄司と渋谷の決定的な相違があったのである。

ともかく地主王国としての庄内に産組運動が本格的に発展してゆくためには、①まず小作争議の発生による庄内農村の変革を経て、②農民運動の分裂という地元的条件と、③昭和恐慌期と戦時体制への突入という体制変動によって、産組運動を国策として上から利用するという状況変動が加わり、④さらにこれらの条件を的確に利用しながら、生産農民の力を結集し組織化してゆく有能で情熱的な農本主義的リーダーの出現が必要だったのである。

（6）農業倉庫の建設とその展開

①反山居運動としての農倉の建設

昭和7（1932）年に産組自体によって「産組拡充5ヶ年計画」が策定されたとき、その尖兵的な実践的役割を担ったのが産業組合青年連盟（産青連）⁽²⁰⁾であった。庄内の産組運動も、山木や渋谷を中心とした農本主義を理想にかかげた青年層、つまり産青連を先頭にして、反山居農業倉庫建設運動という具体的な目標をかかげて開始された。しかし当時の山居勢力に刃向かうことは至難のことであった。地主層はもちろんのこと、山居体制に馴らされてきた農民の中にも、今まで想像したこともない反山居の農倉の建設など思いもよらないことであり、その経営をあやぶんで反対する者も多かった。だから産組による米販売事業、つまり自分たちの保管倉庫をもつことは、並大抵のことではなかったのである。

しかしこうしたなかでも、昭和8（1923）年5月には県の産組大会が鶴岡市で開催され、県購連から議題として「庄内地方農業倉庫普及ノ件」が提出され、委員会を組織してこの問題を検討することになり、農倉建設に向けての雰囲気醸成されてきた。翌昭和9年には、渋谷勇夫が144坪の北平田農倉

の建設にとりかかり、山居側の妨害にもかかわらず、遂にこれを完成させた(21)。同時に山木武夫も新堀農業倉庫を建設した。さらに昭和10年には山添、黒川、広瀬、山戸、11年には大山、藤島連合農業倉庫、そして12年には狩川、上田、高瀬、13年には大和というように、堰を切ったように各村々に農業倉庫が建設されていったのである。

②山居倉庫と農倉運動の勢力関係と時代の推移

しかしこのような農業倉庫の発展は、いかに国策のあと押しがあったとはいえ、スムーズに進んだわけではなく、山居倉庫との熾烈な戦いを経なければならなかった。当時は山居・鶴岡の両米券倉庫が全庄内に支配網を張りめぐらし、国内の米相場をも動かせるほどの力をもっていて、産組(農倉)の立ち入るすきはなかった。農倉運動への反対は、山居倉庫と大地主層およびその傘下の郡農会、反産運動の商人たちだけでなく、県や農林省の一部も、「庄内の特殊事情」を理由にこれに同調するむきがあった。庄内の特殊事情とは、庄内の産米約90万石、そのうち移出米は約60万石で、これに対して山居・鶴岡両米券倉庫の収容力は十分で、このうえ農倉の建設を認めれば両者共倒れになるという庄内の状況をさしていた。これは結局、米券倉庫の勢力の追認にほかならなかった。

しかし昭和恐慌期から準戦時体制期になると、事情は大きく変わってきた。結論的にいえば、生産農民を無視しての国策の遂行は不可能になってきたのである。国策遂行のためには、地主勢力を多少チェックしてでも生産農民の掌握を確実なものにしてゆく必要が生じてきたのである。昭和8(1933)年は史上最高の豊作で、同年3月に公布された「米穀統制法」が11月1日から施行された。政府は公定価格による米の買入れを行うほか、籾貯蔵の奨励とそのための補助金の交付と低利資金の融通を開始した。この籾貯蔵政策は、山居と産組(農倉)の対抗を一挙に過熱化させることになった。産組の側からみれば、国策の籾貯蔵に応ずることは、国の補助金を得て農倉を公然と建設できる絶好のチャンスであり、今まで手がつけられなかった米の販売に踏み込んでゆくための基礎を確立することを意味した。これを山居の側からみれば、籾貯蔵はそれだけ山居の入庫米が減少することであり、この政策で庄内の各産組が農倉を建設するようになれば、それこそ山居王国の命運を分かちものとなると感じられたのである。

山居は農政関係の県職員に大きな影響力をもっていたので、籾貯蔵に対し県ははじめ反対の態度をとっていた。しかし国の方針がつよく、県もついに籾貯蔵にふみ切った。そして籾100俵について1坪の農倉の建設を認め、1坪について50円の国庫補助がなされた。渋谷は北平田村で割当て数量をうわ廻る籾貯蔵に成功し、倉庫121坪分、6050円の補助金を獲得することができ

た。それに貯蔵手数料を加えて昭和9（1934）年庄内ではじめて144坪の農倉建設を成しとげたのである。

渋谷（北平田）と山木（新堀）は県当局への申請なしに農倉建設に着手し、農倉が完成して米の搬入ができる段階になって、その既成事実のうえにたつて県に許可申請を出した。しかし県当局はこれを認可せず、農林省への陳情に対しても、荷見米穀局長らの省内の大勢は「庄内の特殊事情」を理由に反対していた。しかしこれに対し、庄内だけでなく県下の産組が産青連を先頭にいっせいに立ちあがり、そのはげしい氣勢におされて昭和9年9月県はついに両農倉を許可したのである。両農倉が認可されると、堰を切ったように庄内各地に農倉が建設された。その意味でこの2つの農倉の庄内における先駆的役割は大きかったし、それだけに山居からの風当たりも強かったのである。ともかくこの2つの農倉建設は、庄内農村の構造変革を示すもっともシンボリックな出来ごとであった。

渋谷や山木がここまでやれたのは、大きくみて2つの要因にもとづいていると考えることができる。1つは、山居に対抗してまでも窮乏した農民の救済に立ち向うというその理想が実現できる客観的条件が、時代の推移のなかで準備されてきたことである。昭和恐慌と戦時体制への突入という時代の転換のなかで、政府は農村掌握の重要性に気づき、その政策を産業組合を中心にして遂行しようとしたのである。この生産農民の掌握を中心とした農政の展開はまさに画期的なことであり、山木や渋谷の産組は、この時代の趨勢にうまく合致して勢いを得ることができたのである。もう1つの要因は、彼等の農本主義にかかわる問題である。当時の庄内において山居にさからうということは、並大抵の決意でできることではなかった。山居の側からのさまざまな妨害、アカ呼ばわり、農民仲間の不安等々の状況のなかで、なお自分の信念を貫き通すことができたのは、彼等の心の中にゆるぎない農本主義的信念があったからである。この意味で、彼等の行動力に対する加藤完治の影響力を無視することはできない。さらにまた、農民生活の窮乏を目の前にして、農民救済を農民自身の自立と団結でと叫ぶ彼等は、多くの農民に理想を与え、農家経済の方向性を示したのであるが、この場合の彼等のリーダーと農民との信頼関係の基盤もその農本主義にあった。リーダーの農本主義的清潔性と行動力が、農民の信頼をかちとる原因となったし、その農本主義的説得（農は国の本、人生における勤労の意味など）が生産農民の心情を確実にとらえることに成功したのである。

③農業倉庫の経営の仕方

みてきたように農業倉庫は山居倉庫との対立の中から生まれたものであったから、その経営の仕方も、山居が農民を苦しめてきたやり方をとらないという方針が打ち出されてゆく。例を北平田農倉にとってみると、①検査のとき余米、

さし米等、農民の米は1粒もとらないこと。山居では、農民から1俵として4斗3合（3合は余米）の米をとり、これを改俵して4斗かつきりを1俵として販売した。また山居では検査のため「刺し」でとった米は農民に返さなかったが、北平田農倉ではこれを全部農民に返した。それだけでなく、東京の米問屋に出荷する際は、農倉自体で余米を入れたので、問屋では次第に山居米よりも農倉米を好んで買うようになった。②入庫、つまり小作米の納入にあたって農民が一番恐れたのは、山居のきびしい検査員にあたって納入米を再調整されることであった。1俵1俵の俵装をとりて再調整することは大変な作業であっただけでなく、小米がふるい落されるので、納入米が実質的に減少した。だから農倉では、納入米の再調整はほとんどしないように努力した。③また農倉への入庫米をふやすため、1俵の重量を3段階に区別し、重量の重い米に石当り20～20銭の奨励金を出した。

これらはいずれも、巨大な山居勢力の前に農倉の経営がいかに困難なものであったか、それだけに山居に対する山木や渋谷の対抗意識がいかにほげしいものであったかを示している。こうしたなかで、農民は次第に山木や渋谷の行動にひかれて自分たちの農倉だという仲間意識が生まれるとともに、小作料納入や米の販売にあたって、酒田の山居倉庫までの長距離運搬の労力がはぶかれて大いに助かった。こういう形で、村の農倉が農民によって利用されてゆくことになるのである。

④農倉と米の販路の問題

農倉の発展の原因として、以上のような山居に対抗して行われた経営努力のほかに、米の販路にかかわる問題についてふれなければならない。これまでは、1つの小さな産組では大きな米穀市場は相手にしてくれなかったし、山居の有形無形の妨害もあり、さらにまた米価のはげしい変動と投機的売買という状況のもとで、信用のおける販売相手を探すこと自体が困難な状況にあった。北平田産組は、昭和7年頃に米の販売で1万2,750円ほどの損失を出し、新堀産組でも同じ頃米販売からかなり巨額の損失をしている。北平田産組についてその経過を簡単にみてみると、渋谷は当時、米の販売と肥料（主として魚肥）の購入を結合させるという一石二鳥を求めて、米の市場を北海道に求めていた。例年なら6～9月頃には米価が値上りするのが普通であり、昭和7年もそのつもりで米の値上りを予定して北海道の魚肥との取引を行った。ところが、たまたま5.15事件と恐慌の深刻さが重なった同年は、8～9月になってかえって米価が値下りするという珍現象がおこり（東京深川の中米標準相場場で5月が1石21円93銭なのに10月には18円38銭と3円55銭の値下り）、このため北平田産組は多額の欠損を出すことになった。しかし渋谷はこの欠損を個人で引受け、組合員には約束通りに魚肥を渡した。この渋谷の行

為は、同じ産組でも経理が曖昧で地主との豪遊にあけくれた庄司柳蔵との違いを、農民たちは身にしみて感じとっていた。渋谷のこの責任感と清潔性は、彼の農本主義的信念に由来したのであり、したがって彼の傘下に集った若い産青連の人々にも多かれ少なかれ農本主義的心情をたたき込むことになった。新堀産組の米販売にからむ損失金の処理においても、山木のとった行動は渋谷と全く同じであり、庄内の農本主義を推進させる現実的な要因となったのである。

米の販売問題に戻ることにするが、要するに以前は、小さな一つの単位産組では、きびしい市場状況とはげしい米価変動についてゆくだけの能力も環境条件も欠如していたのである。ところが、昭和6（1931）年には全販連（全国米穀販売購買組合連合会）が設立され、農倉米は全販連を通して安心して販売できる体制が次第に整っていった。また陸軍糧秣廠が、恐慌期の農民生活の窮乏に同情して全販連を通して農倉米を買いとったので、その販売体制はさらに確実なものとなった。

さらに昭和11（1936）年の「米穀自治管理法」の施行にともない、多くの産組は定款を変更して同法にもとづく「米穀統制組合⁽²²⁾」となった。この法律は米穀過剰時代の統制措置であり、内地、朝鮮、台湾において米の自治管理を行わせることを目的としていた。方法としては、政府が各町村の米穀管理組合に対してその年度の過剰数量とにらみ合わせて一定量の米を割当てて貯蔵させ、米価が米穀統制法の定める最低価格の上値1割以上に上昇するまで解除を認めないというやり方であった。しかし、日中戦争の勃発とともに米過剰の時代は終り、米をめぐる状況は一変した。北平田米穀統制組合は組合発足後の昭和12米穀年度（昭和11年11月～12年10月）、13米穀年度ともにその機能を果すことなく終わっている。

しかしともかく、この米穀自治管理法に対する各産組の積極的な取り組みは、米の流通・保管に対する地主への対抗と自立性を、国策と結びつくことによって貫こうとする姿勢を示すものであった。そして事実、各農倉は国家の食糧統制が強まるのに比例して順調な発展をとげてゆくのである。

（7）米の国家統制の強化と山居倉庫の終焉

①米の国家統制の強化と「米穀配給統制法」

米をめぐる制度は、戦時体制期以前は主として米価調整が中心であり、とくに米の過剰による米価の低落が農家経済を窮乏に追い込んでいることへの救済措置が主要なねらいであった。しかし戦時体制期に入ってくると、戦地と国内の食糧確保が緊急の課題となり、米をめぐる状況は一変して米の国家統制と配給制度へと移ってゆくのである。

米の国家統制の歴史的展開については一切省略することにするが、ともかく日中戦争の勃発とともに米過剰の時代は終り、米穀政策のねらいは、戦時国家

の増大する米の必要量をいかにして確保するかが中心となってゆく。早くも昭和12（1937）年9月に公布された「米穀ノ応急措置ニ関スル件」は、戦時の必要に応じて軍用米の供給と政府保有米の充実を目的とするものであったし、昭和14（1939）年4月には「米穀配給統制法」が制定されて、従来の価格統制による市場操作ではなく、米の流通機構そのものの根本的改革に国家が乗り出してゆくのである。米穀統制法の内容をごく簡単に要約すると、およそ次のようになる。すなわち、米の受給を統制するため、従来の取引所を廃止して新たに国策会社の「日本米穀株式会社」を設立し、この会社に、全国の主要地に正米の取引市場を開設させる、というものであった。それは、従来の20の米穀取引所と14の正米市場をすべて廃止させるという大変革であった。こうして全国の米穀市場の完全な国家統制が完成し、食糧に対する戦時強行措置の基盤が確立してゆくのである。そして庄内では、この国家的措置は、従来の庄内の農村構造を根底からゆり動かす大事件だったのである。

②米穀政策の転換をめぐる産組と山居倉庫—山居倉庫の終焉—

庄内では、山居倉庫の勢力が絶大であり、山木や渋谷の産組運動（農倉運動）がいかに苦難にみちたものであったかは、すでにみてきた通りである。しかしともかく、昭和恐慌期から満州事変下の国家政策の変化のなかで、産組の農倉経営と米流通に対する農民の参加が実現してきた。だがしかし、農倉がかなりの発達を示した昭和11～12年においても、倉庫の規模とその収容能力、米の取扱数量ともに、庄内の全農倉が一丸となっても山居倉庫の足もとにも及ばなかった（統計表省略）。それに加えて、山居倉庫は厳重な入庫米検査と保管技術の卓越性、規格の一定した良質米としての名声や、山居倉庫が大正4（1915）年以降日本銀行の指定倉庫となってその米券が日銀再割引の正式な承認を得ていたことなどから、山居米の信用は全国の米穀市場でも絶大であり、農倉米に対してはもちろんのこと、鶴岡倉庫米に対しても常に高価を保持していた。このような状況は、米穀配給統制法によって、米の自由市場がなくなるまで一貫して変わらなかった。それだけに、昭和14年の米穀配給統制法の実施による米の自由市場の廃止は、米の流通に関して圧倒的な支配力をもつ山居倉庫の終焉を意味しており、大地主支配の拠点を失うことであった。地主主導の庄内的構造は国策によって決定的な変革をもたらされたのであり、このことは直ちに、農民主導の産組運動がますます発展できる条件が整備されたことを意味していた。

米穀配給統制法が制定される前の昭和13年秋から、山居倉庫は中央の動向を察知して対応策を研究していた。いろいろな対応の経過をたどったが、昭和14年に入って、かねてから山居倉庫に好意ある助言をよせていた農林次官の蓮見安が、山居倉庫創業の理想である道義と福祉の理想郷を実現するためには、

山居倉庫と農業倉庫両者間の対立相剋を解消し、両者が一致協力して庄内農村の福祉増進と国家への奉公をはかるべきであり、そのためには庄内独自の産業組合会を設立して山居倉庫をその組織が運営するようにしたらどうか、という助言を行った⁽²³⁾。一方山形県では、小坂登経済部長が中心となって、7月から山居倉庫を県購買販売組合連合会に開放する交渉が開始された。いろいろな曲折はあったが⁽²⁴⁾、山居の方でも蓮見の助言を受け容れて県の方針に協力する姿勢をとったため、ついに同年9月県購販連合会と山居倉庫との間に「山居倉庫賃貸覚書」が交換され、仇敵の関係にあった山居倉庫と農業倉庫が合併して山形県購販連合会の「連合農業倉庫庄内倉庫」となり、経営が県購販連の手にゆだねられることになった。山居倉庫との交渉にあたって、県購販連は庄内の実情にくわしい産組（農倉）の実力者山木武夫と渋谷勇夫に全面的に頼り、山木と渋谷はこの交渉推進の実質的な担い手として決定的な役割を果たしてゆくのである。

こうして庄内に君臨した山居倉庫は、時代の推移に抗することができずついに姿を消してゆくことになる。一方鶴岡米穀取引所は、酒田米穀取引所とは別な独自の道を歩み、みずから日本米穀株式会社に統合する道を選んでいった。ともかく、庄内における巨大地主の拠点であった二つの米券倉庫は、こうして歴史の舞台から消えてゆき、それに代って今までしいたげられてきた産業組合が庄内の農民をリードしてゆくことになるのである。

③山居倉庫解体の歴史的意味

米券倉庫とくに山居倉庫解体の意味は、およそ次のように要約できるだろう。

a) 巨大地主の経済的拠点の喪失

第1は、庄内の巨大地主がよって立つもっとも重要な経済的拠点を失ったという点である。庄内における巨大地主の経済活動の特徴は、小作料収取とその小作米の有利な販売活動にとどまらず、この地方唯一の商品である米の流通機構を完全に独占していた点にあった。巨大地主はその米券倉庫を独占的に運営することによって、自己の小作人に対してだけでなく、生産農民全体に対して絶大な経済的および社会的な支配を行使することができたのである。だから山居、鶴岡両倉庫の解体、なかんずく山居倉庫の解体は、巨大地主がそのもっとも重要な経済的基盤を失い、したがって生産農民に対する支配の拠点を失うことを意味したのである。

b) 産組による農家経済の掌握

第2はそれとはまさに対照的に、産組の農家経済の掌握、とくに産組系農倉が国家の米の統制政策のうえに乗って米の出荷機能を独占するに至った点である。みてきたように、米の投棄取引きの弊害を取り除くため、営利を目的としない米の「公益的保管機関」としての「農業倉庫業法」が制定されたのは、大

正6（1917）年のことであった。このような全国的動向をふまえて、地主王国の庄内でも大正7年の松嶺町をはじめとして数個の町村で産組系の農倉が設立されたことはみてきた通りである。しかしこの段階での産組運動は、その先駆的な意味は大きかったものの、圧倒的な巨大地主の米穀流通の支配力に対抗できるようなものではなく、山居の前についで去ってしまった。しかし昭和恐慌期、満州事変期になると、社会状況が大正末期とは全く違ってきて、産組運動の展開が可能となる新たな状況が生み出されてくるのである。

昭和恐慌期から新しく展開した産組運動の特質は、およそ次のように要約できるだろう。ア）国家政策の転換によって、産組はいまや国策遂行の担い手としての役割を担わされるとともに、組織的にも各種県連、全国連からの資金、指導等々の援助を受けることが可能となり、いまや産組運動は、大正末期のような孤立無援なものではなくなったこと。イ）山木武夫、渋谷勇夫に代表される指導理念としての農本主義が、一方では、昭和恐慌への対策を模索する国家によって注目され、利用するに値するものとして取り上げられてゆくとともに、他方では、窮乏にあえぐ農民にとっても、生活を支えてくれる理念として受け容れられていったこと。ウ）さらにア）とイ）の状況に加えて、山木や渋谷の経営手腕も手つだって、産組や農倉が「経営」としても確実な歩みを進めていったこと、である。

ということは、生産農民の農家経済が産組に糾合され、農家の経営と家計がますます産組に依存するようになったということである。もちろん、山居に糾合されていた巨大地主の勢力は依然として強大であったが、大正末期までとは違って、産組の地主への闘争は有効性をもつようになってきた。国策の転換のなかで、農家経済の地主への完全依存という庄内的特性が解体しはじめ、かわって産組の農民掌握が少しずつ進行していった。米穀配給法の施行と山居倉庫の解体は、少しずつ進行していた庄内的構造の変貌に対して、決定打となったことを意味したのである。こうして山居を拠点とした巨大地主勢力に対して、産組と農倉を拠点とした生産農民が勝利を獲得するという現象が生まれたのである。巨大地主の潜在的勢力はまだまだ大きかったとはいえ、とにかく大正末期までの庄内では考えも及ばない歴史的変化が生じたのである。

c) 地主依存から直接的農民掌握への国政の転換

第3に、地主依存から直接的農民掌握へと変わった国政の転換についてふれなければならない。上述の産組の勝利の背後には、もちろん、産組のリーダー層や彼等と一体をなした生産農民の血のにじむような努力があったことはいうまでもない。しかしこの勝利にとって決定的だったのは、戦時下の国家政策のあり方とその方向性であった。長期にわたる戦争遂行のためには、国民の大多数をしめる生産農民を、食糧確保の面からも軍事力の面からも、さらに銃後国民生活の統制の面からも、直接的に掌握することの必要性がますますたかまっ

てきた。それは逆にいえば、小作料収取に依存する非生産階級としての地主に依存してきた既存の支配体制を転換させることであった。米穀配給統制法の制定は、後につづく適正小作料運動、供出における二重米価制、地主供出米の生産農民からの直接供出制と事実上の小作料金納化等、地主的特権剥奪過程の第一歩の位置づけをしめていた。これを庄内についてみるならば、庄内の産組にとって、米穀統制配給法の施行と山居倉庫の解体は、巨大地主に対する勝目のない戦いから解放されることを意味したが、それは国策が産組の味方をしたからであるし、その後統制米の出荷機能を産組が独占的に担うようになったのも国家の意向によるものであった。

こうして産組は、国家が経済統制を強化してゆくのに比例して経営が安定化してゆくとともに、より積極的に国策への同調性を強めてゆく。庄内の場合には、巨大地主への闘争が熾烈であっただけに、反地主的性格をもった国策に対する同調は強かった。なかんづく農本主義的イデオロギーの自覚的实践としての性格をもつ新堀産組（山木武夫）や北平田産組（渋谷勇夫）の場合は、その国家同調には特別のものがあつた。いまや庄内の産組は、山居倉庫および鶴岡倉庫なきあとの庄内の農民勢力の拠点となるとともに、生産農民を積極的に国策に橋渡しする媒介者としての役割を担うことになるのである。

d) 山居倉庫解体後の御家禄派の教学的動向

第4に、山居倉庫解体後の御家禄派の教学的志向についてふれておく必要がある。米穀配給統制法の制定によって山居、鶴岡の両倉庫が解体され、その限りで、巨大地主のもっとも重要な経済的拠点が失われたことはまさしく事実であった。しかし、にもかかわらず、庄内の地主勢力がこの時点でほおむり去られたのではない。山居倉庫の県購販連合会への移管の実態は、山居倉庫の改組ともいうべき財団法人「北斗会」が、県連から年々かなりの金額（約360万円）を北斗会事業援助の名目で交付されるとともに、山居賃貸倉庫⁽²⁵⁾ははじめから一定の賃貸料（賃貸料250万円、修理料200万円）を受けとる仕組みであった。しかも山居との合併を契機に、昭和14（1939）年9月県購販連は理事4名を増員したが、そのうち2名は山居側の酒井忠孝と三矢正敏がしめ（他の2名は産組側の山木武夫と渋谷勇夫）、県購販連から北斗会への交付金額の決定などにも山居側はかなりの影響力をもちうる力を確保したのである。山居倉庫の名称はなくなったが、酒井家を中心とした御家禄派の勢力は依然として生き続けたのである。

そして注目したいのは、北斗会が県購販連から受けとった交付金の大半は、酒井家が農道精神の涵養と農事改良を目的として設立した「東北農家研究所」

「貯蔵研究所」「以文会」等に配分されていたという点である。東北農家研究所は、戦後、旧藩士が開墾した松ヶ岡開墾地に開設されたもので、安岡正篤の高弟菅原兵治が所長となり、彼の主導する農士道（農道学）の実践と、佐藤

富十郎を中心とした稲作技術の実践的研究とを2本の柱とした旧酒井藩独特の研究所であった。また貯蔵研究所は、倉庫本来の米貯蔵の技術を研究するため昭和15年頃山居倉庫内に設けられたものである。以文会は、鶴岡市の酒井家邸内にある庄内学⁽²⁶⁾の拠点であり、酒井家入部以来の伝統的精神を涵養する集会であった。酒井家の文会堂でこの学問的集会在もたれるのがならわしであった。以文会はもっぱら儒教を勉学する酒井家の学問的伝統をもつものであったが、旧藩士だけでなく希望する者には藩士以外にも開放された。

ともかくこのようにして、農本主義を儒教的に合理化してゆく独特な教学的志向、すなわち旧士族団結合の精神的支柱としての「庄内学」は、御家禄派の主導性と酒井家の財政的援助によって庄内に定着してゆくのである。加藤完治—山木・渋谷ラインの実践的・農民的農本主義とは異質な地主的・教学的農本主義が、藩主的地主を中心に本間家の有形無形の援助にも支えられながら、山居倉庫なきあとの庄内のなかで重きをなしてゆくのである。もちろん、この地主的・教学的農本主義は、山居倉庫時代からその指向がなかったわけではない。しかしその本格的展開は、むしろ山居の解体を契機としてなすとげられたといっている。この意味では山居倉庫の解体は、御家禄派的巨大地主の経済支配的指向から、社会的・イデオロギー的支配への指向の転換を意味していたとみることができる。ともかく、山居倉庫の県購販連への移管は、庄内的構造の変質を決定づけるものではあったが、しかし御家禄派的地主の社会的影響力は、姿をかえながら庄内のなかになお根強く生き続けた点に注目しておきたい。このことと密接に関連して、安岡正篤—菅原兵治ラインの教学的農本主義が庄内御家禄派的農本主義といかに結合していったかは重要な問題であり、大きな関心のもたれるところであるが、この問題は別途論述することにする。

IV おわりに

以上簡略ながら、明治以降の庄内の歴史的変化の中で、農本主義的産組運動家の果たした歴史的役割と位置づけについてみてきた。具体的には東田川郡新堀村の山木武夫、飽海郡北平田村の渋谷勇夫の活動を重点的にとりあげてきた⁽²⁷⁾。2人はともに自作小地主層⁽²⁸⁾であり、庄内の小作争議のまっただ中で成人となった人たちである。彼等は、争議の指導者庄司柳蔵の地主癒着的な背信的指導のあり方に批判の目をそそぐとともに、出身階層の小地主性という性格もあって、農民運動にストレートに協力する行動はとらなかった。しかし切迫した農民の窮乏を目の前にして、このような窮乏の直接の原因となっている大地主に対する反発は、農民運動家に劣らないほどはげしかった。事実、渋谷勇夫は、農民運動の一方の雄の小島小一郎とは、窮乏する農民をどうにかしな

ければならないという点で共感をもってつき合った仲であった⁽²⁹⁾。山木と渋谷に共通する第1点は、このように、階層的には自作小地主層でありながら、農民の生活の苦しさを何とかしなければならぬというはげしい使命感と正義感にもえていたという点であった。

共通する第2点は、彼等が実践主義的な農本主義者加藤完治の弟子であり、しかも加藤の高弟としての位置づけをもっていた点である。山形県では大正4(1915)年11月、大正天皇即位大典の記念事業として「山形県自治講習所」を開設した。農村の中心・中堅人物の養成を目的としたものであり、所長には加藤完治が迎えられた。加藤は講習生との共同生活のなかで、古神道的農本主義的な精神的鍛錬と農業実習を一体的に教育し、そこから働くことの意味、農業の意味を自覚的に体得させる方法をとった。加藤の強い個性と情熱によって多くの講習生は加藤から絶大な感化を受けた。山木と渋谷は、それぞれ東田川郡長、飽海郡長の推薦によって、大正5年から1年間、自治講習所の2期生として直接加藤の教育を受けた。いうまでもなく加藤の教育の中心は皇国農民の育成であり、とくに農村をリードする中心人物の育成が、魂の面と農業実践の両面から追求された。山木と渋谷は、加藤との出会いで魂の根底をゆさぶられ、加藤への心酔のなかでその農本主義的心情を不拔のものにまでたかめていった。そういう意味では、自治講習所の1年間は、山木と渋谷の人格を内部から覚醒し、変革させた時期でもあった。たとえば山木は、入所前は、人生に悩み、文学や仏教に深入りして家業の農業に精を出すことはなかったが、講習所から帰ってきた山木は全く人が変わっていた。村の評判では「あんなに働きたくなかった孫左エ衛門の兄ちゃんが、こんなに働くようになったのは、山形の学校とはどんな学校だろう⁽³⁰⁾」というようになった。また新堀村長が山木を自治講習所に推薦したのは、帰ったら助役にでもなってもらうという下心があったことだったが、帰ってきた山木は農業に打ち込んで村の行政に関わる意志は全くなかった。村長は、加藤に新堀村まで来てもらって山木を説得してもらおうとしたが、加藤は却って、農業労働こそ最高の道德であることを村長はじめ村の有識者に説いて、山木をいっそう勇気づける結果となってしまった⁽³¹⁾。

このように、山木と渋谷は魂の底まで徹底的に加藤の感化を受けた。加藤が海外の農地開拓に熱意を燃やし、朝鮮や満州の現地視察に出かけたとき、2人は加藤に随行するまでにその人間関係は深められていたのである。2人は加藤の感化のなかで、労働の尊さ、農業の国本の本質について、理論的というよりは、体験的かつ心情的に不動のものとして内面化していったのである。

ただここで注目したいのは、彼らの農本主義的心情が、彼等の具体的な産業組合活動の直接的な動機ではなかったという点である。直接的な動機は、目の前の生きるか死ぬかの瀬戸ぎわにある農民の生活を何とかしなければならぬ

という熾烈な使命感と正義感であった。それはきわめて具体的で現実的な生活関心（利害）であった。このことは、筆者が昭和48（1973）年春、ききとり調査で渋谷勇夫と会ったとき、渋谷はおよそ半世紀前の昭和恐慌期の農民生活にふれ、この農民生活の苦しさを目の前にして、「じっとしていられなかった」「何とかしなければならなかった」心情を、昨日のできごとのように情熱的に語ったことのなかに端的に示されている。そしてこの農民の窮乏を直接的におし進めているのが、巨大地主の農民収奪、とくに山居倉庫の米の流通独占による農民収奪であると、彼等の目に映ったのである。営々として働く農民の生活を何とかしなければならぬという心情の正当性と励ましは、加藤との出会いによって一挙に促進された。しかし加藤の農本主義、ひいては山木や渋谷の農本主義的心情が、彼等の産組活動の直接的動因となつたのではないし、また産組活動について加藤の直接的な指導があつたわけでもない。

産業組合については、自治講習所時代に群馬県の産組の実践的リーダー清水友江などの話からかなり関心を強めており、さらに大正13（1944）年頃有馬頼寧が酒田にきて一週間の産業組合講習会が開催された時、渋谷はこの講習会に参加した。こういう過程のなかで、山木と渋谷は次第に、巨大地主の農民収奪の庄内の形態である米の流通の独占に対抗する具体的方策として、産組活動に活路を求めようになってゆくのである。この産組運動が地主勢力との対抗関係のなかでいかにきびしく不利な状況にあつたかはみてきた通りであるが、それだけに、不拔の信念なくしてはこの活動を貫き通すことは不可能であつた。この不拔の信念は、加藤の教育を通して自己の内面に確立した農本主義的信仰であつたことはいふまでもない。しかしくり返していえば、彼等の行為（産組活動）を直接的に規定した動因は農本主義ではなく、目の前の農民の苦しい生活を何とか救済しなければならない、そのためには農民収奪の本拠である山居倉庫と戦う以外に道はないという彼等の（物質的ならびに観念的）利害関心だつたのである。

このようにみてゆくと、農民の生活行動と農本主義とのかかわり方の一つの典型的な姿が、小作争議期から昭和恐慌期にかけての庄内の産組活動によって示されていると思われる。農本主義的の信念なくしては、劣勢でしかも苦難にみちた産組運動をあれほど情熱的に継続し貫き通すことはできなかつたであろう。しかし彼等の産組闘争は、彼等の生活そのもののなかから生み出されたものであつて、農本主義がその直接的な動因だつたのではない。農本主義の研究にとって心すべき禁欲的視点を、この庄内の事例は教えているように思われる。

なお、この小論は、庄内の農本主義のごく一部分を論述したにすぎない。山木や渋谷の産組運動に関してだけでも、戦時体制後期に彼等の運動が国策のなかに容易に呑み込まれていったという農本主義のもつ本質的弱点の問題、および彼等が満州開拓・満州移民において果たした主導的役割については、全くふ

れることができなかった。

さらに、同じ庄内において山木や渋谷などの実践的・産組運動的農本主義とは全く別な流れの農本主義、つまり御家禄派を基盤とした安岡正篤一菅原兵治を中核とした教学的・儒教倫理的農本主義が大きな力をもっていた点、並びにこれら2つの農本主義がどのような関係にあったのかという大きな問題についても、全くふれることができなかった。さらに庄内を拠点として敗戦前後に石原莞爾の東亜連盟によって展開された農耕両全的思想も、農本主義の一種と考えられなくもない。このようにみてゆくと、庄内地方の農本主義の研究はまだ出発点にたっただけという感じはいなめない。今後の課題としたい。

注

- 1) Max Weber, *Einleitung, Aufsätze zur Religionssoziologie I Bd.*, 4 Auflage, 1947, (大塚、生松訳『宗教社会学論集』1972, みすず書房)
- 2) 『日本産業発達史』第7巻(中央公論社)732-733頁
- 3) 明治4(1871)年9月西郷隆盛が上京、その折、菅ははじめて西郷と会見し、歓談旧知の如くであったことが伝えられている。
- 4) 高橋義順『山居倉庫と庄内米』(庄内倉庫株式会社、1997)参照。
- 5) 黒縄は山居倉庫米のシンボルであり、赤縄の鶴岡倉庫米との間ではげしい競争が行われた。
- 6) 『庄内経済連25年の歩み』(庄内経済農業組合連合会、1974)8-9頁。
- 7) 俵の改装や運搬などで分べりする米を補填するという名目で、入庫や小作料納入などの場合は、正式の容量のほかに若干の量を付加することが慣習化されていた。この正式の容量に付加する米を一般的に「込米」と呼んでいた。
- 8) 『庄内経済連25年の歩み』9頁
- 9) 渋谷勇夫よりのききとり調査による(1973年3月9日)。
- 10) 米をマスで計るときは、経験のある者は、同じ1斗でもマスを振る手加減でかなり重量に差のある計り方ができた。
- 11) 山形県では、政府の府県営産米検査の方針を受けて、明治44(1911)年に移出米検査規則に基づく県営の米穀検査を開始した。この米検を開始するに当ってはまず検査員の養成が必要であり、県は明治43年からその検査員の養成を山居倉庫に委嘱した。そしてこの県営の米穀検査実施に際しては、山居倉庫、鶴岡倉庫、信成合資会社倉庫(本間家)の3倉庫は、認可倉庫として米検を免除し、これらの倉庫で実施した検査を県営検査と同じ扱いとした。このことが後年、米券倉庫と農業倉庫の対立を激化させる1つの要因となった。
- 12) 「大臣訓令」(昭和7年10月6日)

- 13) 菅野、田原、細谷『東北農民の思想と行動』(お茶の水書房、1984)、111-118頁参照。
- 14) 会長は郡長、副会長は郡農会長、分区長は各村の村長であった。
- 15) 「飽海郡平田共栄組合小作問題経緯録」(松沢家文書「小作組合関係書、第1号」)による。
- 16) 本間家の一族。西荒瀬村長、飽海郡農会長、山形県農会長などを歴任。本間宗本家の農政担当者としても力を発揮した。
- 17) その全額がどれほどであったかを資料的にたしかめることはできないが、斉藤寿夫の『庄内農民運動史』(1962)によると、当時の金で15万円ほどであったといわれている。
- 18) その中には「本組合ヨリ除名セラレタル者ハ自己ノ小作地全部ヲ異議ナク組合ニ提供スルモノトス。但シコノ場合ハ関係地主ノ承認ヲ得ザルモ異議ナキモノトス」という生活の根底をゆるがす村八分的規定があった。
- 19) 庄内の小作争議の主導層が小作下層農ではなく、自小作ないし小作上層であったことが、このことと関連している。そしてこのことが、庄内の小作争議を部落ぐるみで、部落を分裂させることなく遂行させることができた条件なのである。同じ山形県内の村山地方の小作争議との決定的な相違点がここにあった。
- 20) 「産業組合青年同盟全国連合」が発足したのは、昭和8(1933)年2月であり、初代委員長は千石興太郎であった。昭和恐慌期の不況のなかで、商工業は活路を農村に求めたため、産業組合と激しい競争が展開した。産青連はこの業者の「反産運動」に対する産組運動の尖兵的役割を担った。山形県でも、町村および郡段階の産青連が、それぞれの当面する問題に対して、情熱的かつ闘争的な運動を展開した。
- 21) 詳細については『東北農民の思想と行動』255-260頁および菅野「昭和恐慌期における産業組合運動」(村研年報第16集、お茶の水書房、1980)参照。
- 22) 米穀の自治管理を行うため、市町村を一地区として、米穀生産者をもって組織する法人。この目的のため設立された組合もあるが、ほとんどの場合、既存の産組が定款を変更して米穀統制組合となった。
- 23) 高橋義順『山居倉庫の創業とその転換』17頁。
- 24) この経過については『山形県農業協同組合沿革史』(1960)、139-147頁。
- 25) 大正末期には庄内の産米が増大して山居倉庫の収容能力をこえるようになったので、山居は倉庫の増設を商工省に申請した。しかし商工省がこれを承認しなかったため、関係者が相談して昭和2(1927)年賃貸倉庫を新設、これを酒田米穀取引所に賃貸することにした。だから、この倉庫は

- 山居倉庫とは別物であるが、同じく酒田米穀取引所が経営するという点では山居とは兄弟倉庫であった。
- 26) 詳しくは『日本農業発達史』別巻上（農業発達史調査会編、1958）、787-788 頁参照。要するに、旧藩士団の団結と士族意識の昂揚を儒教中心に追求した庄内特有の教学。
 - 27) 山木と渋谷のほかに、西田川郡田川村の長谷川栄太郎、東田川郡大和村の富樫義雄なども、同じ類型の農本主義的産組運動家であった。
 - 28) 山木家の土地所有は21町歩ほど、うち3町歩を自作、残り18町歩ほどは貸付け。渋谷家の土地所有は8町5反ほど、うち5町2反は自作、残り3町3反は貸付け。長谷川栄太郎家や富樫義男家の場合も、似たような規模の自作小地主層であった。
 - 29) 渋谷勇夫からの聞きとり調査による（1973，3，9）
 - 30) 『山木武夫翁の生涯』（1989）、11頁。
 - 31) 同書、10頁。